

売上の減少した中小事業者に対する一時金（大玉村版一時金第2弾）のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により
令和4年1月、2月又は3月の売上高が平成31年、令和2年
又は令和3年の同月の売上高と比較し **20%以上減収かつ**
10万円以上減少している大玉村内で事業を営む中小企業者・
個人事業者に **一律10万円を交付**します。（別途家賃支援あり）

[対象事業者]

- (1) 中小企業等であって、村内に本店を置き、村内で事業を営んでいる者、又は、
村内に住所を有する者で、村内で事業を営んでいる者。
- (2) 令和4年1月30日から令和4年3月6日の期間における福島県まん延防止等重点措置
により以下のア又はイに該当しないこと。
ただし、店舗等を賃借している場合（法人役員や親族が所有する店舗等は除く。）は家賃支援分
として、10万円を上限に別途給付（算定式あり）。
ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象事業者。
イ 売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第4弾）の対象事業者。
- (3) 令和4年1月、2月又は3月の売上高が次のア又はイに定める売上高と比較し、**20%
以上かつ10万円以上減少**している者。
ア 平成31年、令和2年又は令和3年の同月の売上高。
イ 令和3年10月、11月又は12月の売上高。ただし、令和3年2月2日以降の新規
創業者に限る。
- (4) 市町村税等の公共料金の滞納がなく、また、申告を行っている者。
- (5) 村長が村税等の納付状況を調査することに同意する者で、引き続き事業を経営する
意思のある者。
- (6) 大玉村暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しない者。
- (7) みなし大企業でないこと。

[給付金の額]

一律10万円。（店舗等を賃借している場合（法人役員や親族が所有する店舗等は除く。）は
家賃支援分として、10万円を上限に別途加算して給付（算定式あり））

[必要書類]

- (1) 申請書（第1号様式）及び村税等の納付状況を調査する確同意書（第2号様式）
- (2) 令和4年1月、2月又は3月の月次売上が確認できる売上台帳等
- (3) 令和2年分又は令和3年分の確定申告書の写し
- (4) 平成31年分、令和2年分又は令和3年の月次売上が確認できる決算書や売上台帳等
- (5) 「【対象事業者】(3)イ」を適用する事業者は、個人事業主は個人事業の開業・廃業等
届出書の写し、法人は履歴事項全部証明書
- (6) 店舗等の賃貸物件がある場合には、賃貸借契約書の写し

様式は大玉村ホームページからダウンロード可能です。

[申請書提出先] 大玉村役場産業課（住所：玉井字星内70 電話：0243-24-8096）

[申請書提出期限] 令和4年11月15日（火）17：00まで

詳しくは、大玉村役場産業課（電話：24-8096）または 大玉村商工会（電話：48-3931）へ
お問合せください。